

かがわ働き方改革推進大賞実施要綱

(目的)

第1条 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」に積極的に取り組み、これについて優れた成果が認められる事業所について、その功績を称えるとともに、これを広く県民に周知することにより、「働き方改革」の取組みを県内全域に浸透させることを目的とする。

(内容)

第2条 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しや、多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい職場環境を整備するなど、働き方改革の取組みが他の模範となるよう特に優れており、その成果が認められる事業所のうち各年度1事業所に「かがわ働き方改革推進大賞」を授与する。

(対象)

第3条 かがわ働き方改革推進大賞の対象は、県内に本社又は主たる事務所を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす事業所とする。

- (1) 「かがわ働き方改革推進宣言」を登録し、かつ、そこで定めた目標を応募時点において達成していること。
- (2) 次世代育成対策支援推進法及び、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、本社が所在する都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係者でない者であること。
- (4) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、労働関係法令等に関し、重大な違反がないことその他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (5) 過去において、かがわ働き方改革推進大賞を受賞していないこと。

(応募等)

第4条 この要綱に基づき、かがわ働き方改革推進大賞を受けようとする事業所は、別に定める応募用紙（様式1）、選考資料（様式2）、確認書（様式3）に参考資料を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により応募用紙の提出があった事業所に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

3 かがわ働き方改革推進大賞の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

(委員会の設置)

第5条 応募のあった事業所の中から、かがわ働き方改革推進大賞を授与する事業所を決定するため、かがわ働き方改革推進大賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、選考委員会の選考に基づき被表彰者等を決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づくかがわ働き方改革推進大賞の授与に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月19日から施行する。